徳島県告示第百十八号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和七年三月十一日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　薬物の名称等

１　化学名　（八Ｒ）－Ｎ・Ｎ－ジエチル－六－メチル－一－［三－（トリメチルシリル）プロパノイル］－九・十－ジデヒドロエルゴリン－八－カルボキシアミド（通称　一Ｓ－ＬＳＤ）及びその塩類

２　化学名　Ｎ－メチル－Ｎ－プロピルトリプタミン（通称　ＭＰＴ、Ｍｅｔｈｙｌｐｒｏｐｙｌｔｒｙｐｔａｍｉｎｅ）及びその塩類

３　化学名　五－ニトロ－二－［（四－プロポキシフェニル）メチル］－一－［二－（ピロリジン－一－イル）エチル］－一Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール（通称　Ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｐｙｎｅ、Ｎ－Ｐｙｒｒｏｌｉｄｉｎｏ　ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ）及びその塩類

二　指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三　指定の効力発生の日

令和七年三月十二日